

宮崎市小規模修繕工事契約希望者登録制度申請要領

(宮崎市スマート申請用)

1. 制度の概要

本市が発注する小規模な修繕工事について、市内の事業者を対象に登録制度を設けることにより、市内事業者の受注機会を確保しようとするものです。

本市では建設業の許可や経営事項審査を要件とした競争入札参加資格者登録制度を設けていますが、その名簿に登録されていない事業者が対象です。

2. 対象となる修繕工事

本市が発注する小規模な修繕工事のうち、設計金額が1件当たり50万円以下のもので、修繕又は工事の内容が軽易で、かつ、履行の確保が容易と認められるものとしします。

3. 登録要件

本制度に登録できる方は、競争入札参加資格者名簿に未登載で市内に主たる事業所を有する者又は市内に住所を有している者としします。ただし、次のいずれかに該当する場合は登録できません。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者（ただし、特別の理由がある場合は、この限りではありません。）

《参考》地方自治法施行令（抜粋）

（一般競争入札の参加者の資格）

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

- (2) 契約を希望する工事（以下「契約希望工事」という。）を履行するために必要な資格、免許等を有しない者

- (3) 市税及び国民健康保険税等を滞納している者

- (4) 宮崎市暴力団排除条例（平成23年条例第47号）第2条第3号に規定する暴力団関係者

《参考》宮崎市暴力団排除条例（抜粋）

（定義）

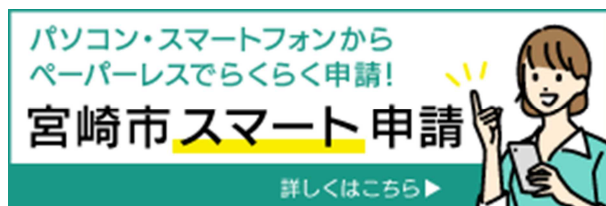
第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団関係者 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者をいう。
- (4) 市民等 市民及び事業者をいう。

- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が契約の相手方として不適当と認める者

4. 登録申請の受付

- (1) 申請方法 宮崎市スマート申請の「宮崎市小規模修繕工事契約希望者登録制度申請（令和6年度）随時受付」より手続きを行ってください。



URL : <https://lgpos.task-asp.net/cu/452017/ea/residents/portal/home>
本市ホームページのトップページからもアクセス可能です。

- (2) 受付期間 令和6年4月1日から令和7年2月28日まで

5. 登録の有効期間

- ・有効期間 名簿登載日から令和7年6月30日まで
※なお、随時受付の名簿登載時期については、下表のとおりとなります。

(→ ……有効期間)

		令和6年度												令和7年度			
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
随時受付Ⅲ期	申請受付期間	■	■	■													
	名簿登載時期				■	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
随時受付Ⅳ期	申請受付期間				■	■	■	■	■								
	名簿登載時期								■	→	→	→	→	→	→	→	→
随時受付Ⅴ期	申請受付期間								■	■	■	■					
	名簿登載時期												■	→	→	→	→
基準年 (令和7・8年度)	申請受付期間												■				
	名簿登載時期																■

6. 登録名簿への登載等

登録申請書及び添付書類を提出した方については、本市で必要な審査を行い、宮崎市小規模修繕工事契約希望者登録審査結果通知書により結果を通知し、宮崎市小規模修繕工事契約希望者登録名簿（以下「登録名簿」という。）に登載します。

本市の小規模修繕工事は、登録名簿への登載者のほか、競争入札参加資格者名簿登載者を見積業者選定の対象としていることから、登録決定により契約等を約束するものではありませんので予めご留意ください。なお、見積り依頼等については、修繕工事担当課から直接行います。

また、登録名簿は市ホームページ等で公開しますので予めご了承ください。

7. 添付書類

添付書類は、下記のNo. 毎に1つのPDFにして添付してください。

【提出書類一覧】 ◎：提出必須 ○：該当者のみ提出

No.	提出書類	説明	法人	個人
1	使用印届	・契約手続き等において使用する印鑑を届けてください。 ・任意様式でも可能です。	◎	◎
2	登記事項証明書 (写し可)	※法務局で発行されます。 ※現在事項全部証明書、履歴事項全部証明書のどちらでも可。 ※申請日から2か月以内に発行されたもの。	◎	—
3	身分証明書 (写し可)	※本籍地のある市区町村で発行されます。 ※申請日から2か月以内に発行されたもの。	—	◎
4	事業所の所在地 が確認できる書類 (写し可)	※個人事業者で事業所の所在地が代表者住所と異なる場合に 提出してください。 ※水道料金や光熱費等の領収書等(原本を提出する場合はA4 用紙に貼り付けて提出してください。)	—	○
5	許認可・資格免許 等証明書類	※契約希望工事を履行するにあたって法的に必要な許可、免許 等の写し。	○	○

8. 登録事項の変更・廃止

本市への登録事項に変更があった場合や、登録を廃止する場合は、宮崎市スマート申請の「宮崎市小規模修繕工事契約希望者登録制度(変更・廃止届)」より手続きを行ってください。